

改正

平成25年4月26日訓令第11号

平成31年4月1日訓令第 号

利尻町地域活性化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、利尻町内の町民団体等が自主的かつ主体的に参加・実践する活動を効果的に支援する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、町民団体等とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 町民グループ
- (2) 町内会、町内連合会
- (3) 町内企業
- (4) 産業団体
- (5) ボランティア活動を行う団体
- (6) 特定非営利活動法人、その他の非営利活動を行う団体
- (7) その他町長が適当と認めたもの

(補助金対象者)

第3条 補助の対象は、町民団体等とし、次の各号に該当するものとする。

- (1) 町内を拠点として活動していること。
- (2) 3人以上で構成されている団体
- (3) 申請書に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされる団体
- (5) 継続的に活動する団体
- (6) 法令、条例などに違反する活動をしていない団体
- (7) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない団体
- (8) 宗教的活動又は政治的活動をしていない団体

(助成期間)

第4条 助成期間は、原則として3回までとし、単年度ごとの助成とする。ただし、地域の活性化を図るため、継続して支援することが必要であると町長が認める事業については、この限りでない。

(補助対象事業)

第5条 補助対象となる事業は町民団体等が行う公益的活動であって、原則として主体的に企画実施する事業で、将来的に継続した活動展開が期待できるおおむね次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 生活環境を整備する事業
- (2) 自然環境の保全を図るための事業
- (3) 産業振興を推進する事業
- (4) 保健・福祉の増進を図る事業
- (5) 地域教育力の向上を図る事業
- (6) 安心安全な地域づくりを推進する事業
- (7) 地域の活性化を図る事業

(8) その他、町長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は原則として補助金の交付はしない。

(1) 同一事業に対して、町から補助金又は助成金の交付を受ける事業

(2) 過去に3回、本補助金の交付を受けている事業（ただし、町長が必要と認めた場合は、助成対象とする。）

(3) 専ら営利を目的とする事業

(4) 宗教又は政治活動を行うことを目的とする事業

(5) 町内での活動を主体としない事業

(6) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ参加費等で十分運営可能な事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は前条の補助対象事業に要する経費を対象とし、原則として次の経費は補助対象外とする。ただし、その経費を負担することが事業を実施する上で最低限必要と認められる場合は、この限りではない。

(1) 食糧費

(2) 人件費

(3) 備品購入費

(4) 修繕費

(5) 工事請負費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、予算の範囲内で町民団体等に補助金の交付する。

2 補助金の額は、上限は100万円、下限は1万円とし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 町長が地域の活性化を図るため、上限額以上に支援することが必要と認める事業についてはその限りではない。

(計画書の提出及び審査)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定する期日までに別記第1号様式の利尻町地域活性化推進事業計画書（以下、「事業計画書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、事業計画書の提出があったときは、別に定める選考会に事業内容の審査を付託し、選考会の結果を別記第2号様式の利尻町地域活性化推進事業補助金採択通知書により申請者に通知するものとする。

(交付の申請、決定等)

第9条 第8条第2項の規定による事業計画の承認を受けた者で、補助金の交付を受けようとする者は、別記第3号様式の利尻町地域活性化推進事業補助金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付申請書を受理したときは、速やかに補助金の可否を決定し、その結果を別記第4号様式の利尻町地域活性化推進事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第12条の規定による実績報告書の提出後、補助金の額の確定後において交

付するものとする。ただし、事業の遂行上必要があると町長が認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(補助事業の内容変更等)

第11条 補助金の交付の決定を受けたものは、補助事業の内容に重大な変更がある場合、又は補助事業の中止をしようとする場合は、別記第5号様式の利尻町地域活性化推進事業補助金変更届又は別記第6号様式の利尻町地域活性化推進事業補助金申請取下書を町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助金の交付の決定を受けたものは、補助事業終了後速やかに別記第7号様式の利尻町地域活性化推進事業補助金実績報告書(以下、「実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、補助事業の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、審査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式の利尻町地域活性化推進事業補助金確定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の指定の取消し)

第14条 町長は、補助金の交付の決定を受けたものが補助金の交付決定事業に違反したときは、補助金の交付決定を取消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の指定を取り消した場合は、既に交付された補助金の返還を命じるものとする。

(町の責務)

第16条 この要綱に定める補助事業において、その補助事業の実施期間中における災害、事故等については、町は一切の責任を負わないものとする。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月26日から施行する。

附 則(平成25年4月26日訓令第11号)

この要項は、平成25年4月26日から施行する。

附 則(平成31年4月1日訓令第 号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

面下